

判例から学ぶ医療と法 — 第95回

「コロナ禍での診療等の延期」

旭川地裁令和3年7月13日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所
弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

原告の息子であるAは、顎変形症の外科矯正治療を受けるために、Aの母親であるBとともに、旭川医科大学(以下「被告病院」という。)歯科口腔外科を受診しており、令和2年11月24日の手術前検査を経た上で、12月8日に入院し2日後に手術を受けることになっていた。

11月22日、Bが勤務する旭川厚生病院において、職員13人、患者19人が新型コロナに感染したことが判明し、翌日には新たに職員5人、患者9人の感染が、さらに翌日には新たに職員4人、患者8人の感染が判明した。Bは、11月24日、被告病院に電話で、同病院で勤務していること、同病院で新型コロナの感染者が出たがPCR検査は陰性であったことを伝え、予定どおりAと受診しても良いかを尋ねたところ、確認して折り返す旨の回答がされた。

主治医は、受付職員から上記連絡を受け、予定されていたAのCT撮影の予約を取り消した。被告病院の受付からは、Bに対して、主治医より後で電話があること、本日の受診は延期してほしいこと、Bが付き添わずAのみで受診することもできない旨が伝えられた。

主治医はその後、Aの受診につき、今後の方針等について感染制御部に確認したうえで、Bに電話をし、手術は延期してもらうのが基本であるが、もし12月に手術をする場合には2週間患者本人と母親の接触を断つなら可能である旨を述べたところ、Bは、仕方なく入院及び手術を令和3年2月に延期することを了承した。

その後のやり取り等を経て、原告は、Aの診療の予約をしていたにもかかわらず、原告の妻が新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した病院に勤務していることを理由として、被告病院が息子の受診を拒否したことが、診療契約上の債務不履行又は不法行為に当たることなどを主張して、被告

病院に対し、慰謝料30万円の支払いを求めて提訴した。

◆判決の要旨

判決は、次のように述べて、原告の請求を棄却した。

医師法19条1項は、「診療に従事する医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めているところ、この趣旨は、患者に医療へのアクセスを保障して、患者の生命・身体の保護を図ることにある。ただし、医師又は病院が受診を希望する患者の希望に応じなかったとしても、そのことから直ちに債務不履行等の責任を負うものではなく、前記医師法19条1項の趣旨も踏まえて、患者の希望する診療の緊急性及び必要性、並びに医師又は病院が患者の希望する診療に応じなかった目的、理由の正当性の有無及び程度などの諸般の事情を総合考慮して、医師又は病院の対応が社会通念上相当と是認し得る場合には、債務不履行等に該当しないものと解すべきである。

Aが患っていた顎変形症は、成長終了後に手術適応が認められ、年齢の上限はなく、また、当初の予定どおり手術をしなければ同人の生命、健康や、手術の効果への悪影響があるものとは認められないため、当初の予定どおりに手術を行うべき緊急性、必要性が高かったとはいえない。11月24日に予定されていた手術前検査についても、同様の理由からこれを実施する緊急性、必要性が高かったとはいえない。

また、当時、旭川厚生病院で新型コロナのクラスターが発生し、同病院の職員及び患者の感染者が増加傾向にあったことなどからすれば、被告病院内における感染対策の必要性、及び旭川市内の5基幹病院の1つである旭川厚生病院において救急患者や新規患者の受け入れがされなくなる等の事態を想定した上で、これを踏まえた被告病院内の

態勢を検討する必要性が高まっており、どの程度の感染リスクのある者の来院を断るかなどの感染対策に関わる事項等は、被告病院全体で検討に当たる必要があったことから、Aの受診の可否を主治医のみの判断で決定することは困難かつ不適切であったといえ、感染制御部における検討に時間がかかることを考慮して、主治医が受付職員を介して同日の受診の延期を求めたことには、十分な理由がある。

Aの手術を延期したとしても、Aに対する影響は小さいと考えられる一方、予定されていた手術は全身麻酔で行われるもので、一定のリスクのある侵襲性の高い手術であるから、術後の顎間固定期間中に、Aが新型コロナに罹患した場合、症状が重篤化する可能性も否定し得ず、旭川市内でクラスターが発生し、被告病院の医療態勢がひっ迫する可能性が予想される中で、被告病院がAの手術を延期すると判断したことには、相応の理由があったといえる。

さらに、主治医は、Bに対し、2週間の隔離という選択肢も与えた上で、Aの手術を延期することを提案し、Aの親権者であるBがこれに仕方なくであったとしても応じたのであるから、被告病院が、一方的にAの手術日の延期を決定したとまではいえまいし、将来にわたってAの手術を行うことを拒絶したものでないから、被告病院に債務の本旨に従った履行をする意思がなかったともいえない。

以上によれば、主治医又は被告病院の対応は、いずれも正当な理由に基づくものであり、社会通念上相当であったと認し得るものであるから、債務不履行等とは評価できない。

◆この判例をどう理解するか

本事例は、未成年である患者の母親が勤める病院で新型コロナのクラスターが発生したことを理由として、医療機関が患者の診療及びその後予定されていた手術（以下「診療等」という。）を延期したことの正当性が争われた事案である。

これまで本連載では、3度にわたり応召義務を取り扱ってきたが（第14回、40回、65回）、これらの事案では、患者の言動により医療機関と患者の信頼関係が失われたことを理由とする診療拒否の正当性が問題となっていた。本事例は、診療拒否ではなく診療等の延期であることや、延期の理由が新型コロナのクラスターによるものであるなどの点で特徴的であることから、紹介した次第である。

まず、判決は、医師法19条1項を挙げたうえで、
i 患者の希望する診療の緊急性及び必要性、
ii 並びに医師又は病院が患者の希望する診療に応

じなかった目的、理由の正当性の有無及び程度などの諸般の事情を総合考慮して、医師又は病院の対応が社会通念上相当と認し得る場合には、債務不履行等に該当しないと判断枠組を示した。

そのうえで、判決は、i について、患者の顎関節症の手術の適応年齢や延期による悪影響の有無・程度などから、当初の予定どおりに手術を行うべき緊急性、必要性が高かったとはいえないとした。また、ii のうち、令和2年11月24日の診療を延期したことについては、感染対策に関わる事項等について被告病院全体で検討に当たる必要があったこと、12月10日に予定されていた手術を延期したことについては、患者が術後の顎間固定期間中に新型コロナに罹患した場合の悪影響や、患者側が延期に対して一応応じていたことなどを理由として、いずれも相当である旨判断した。

本判決は、結論としては診療等の延期の相当性を認めたわけであるが、本判決を一般化できないことには留意すべきである。すなわち、令和2年11月は、新型コロナの「第3波」が到来したといわれる時期であり、国内の新規感染者数は過去最多を更新し続けていたことに加えて、当時の新型コロナは、今以上に未知の部分が多く、ワクチンの接種が始まっていないことも相まって、罹患すると重篤化しやすい傾向にあるとされていたことなどから、現在とは状況異なると評価し得るのである。新型コロナを取り巻く状況は日々刻々と変わり得ることに留意すべきであろう。しかも本事例は、患者及び親族が新型コロナを発症したわけではなく、患者の母親が勤める病院でクラスターが発生したことを発端としたものである。同様の事案で安易に診療等の延期が認められるとなると「コロナ差別」につながりかねない点などからみても、本事例を一般化することはできないといえよう。

やむを得ず診療等の延期を検討せざるを得ない場合は、前述した i、ii の要件等を踏まえて慎重に検討されたい。また、後のトラブル防止の観点から、患者に対しては、可能な限り理解を得られるように努めたいと、説明状況等を記録しておくことが望ましい。

◆この判例からどう学ぶか

- ①新型コロナの影響によりやむを得ず診療等の延期を検討する場合は、診療の緊急性及び必要性、診療に応じなかった目的、理由の正当性などを慎重に検討のうえで判断する。
- ②上記の検討の際は、新型コロナを取り巻く状況が日々刻々と変わり得ることに留意する。